

令和2年5月20日

保護者各位

5月31日までの市内認可保育園の対応について

調布市では、国の緊急事態宣言に伴い、5月31日まで市内認可保育施設を臨時休園とし、社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方等を対象に、特例的保育を実施しているところです。

現在、国において緊急事態宣言の期限前倒しの解除が検討されておりますが、仮に、東京都が期限前倒しで緊急事態宣言解除地域となった場合においても、市内認可保育施設については、5月31日まで、臨時休園及び特例的保育を継続していきますので御承知おきください。

その際も、新たに保育が必要となった場合は、あらためて「緊急事態宣言発令下での特例的保育利用申請書（5月11日～30日）」を、在籍園に御提出ください。

また、6月1日以降の対応については、国や東京都の動向に基づき決定し、追って御連絡します。

担当 子ども生活部保育課 電話 042-481-7132・7133・7134